

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年7月17日
事業者の氏名又は名称	伊豫運送株式会社(法人番号1500001011143)(代表者 大澤宅也)
事業者の所在地	愛媛県今治市東鳥生町5丁目27番地
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県今治市東鳥生町5-27
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
違反行為の概要	令和6年9月10日及び同年10月29日に、労働局と合同で監査を実施したところ、6件の違反が確認された。 (1)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項) (2)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条) (3)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項) (4)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項) (5)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(安全規則第10条第2項) (6)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)
当該違反点数(営業所)	2点
違反点数(事業者)	2点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

※ 令和7年3月31日以前の違反行為については、法改正前の違反の条項を記載しています。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年7月18日
事業者の氏名又は名称	志満や運送株式会社(法人番号2480001006698)(代表者 湯浅恭介)
事業者の所在地	徳島県阿南市橘町土井崎29-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県阿南市橘町土井崎29-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(52日車)
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第9条第1項、第17条第1項第1号
違反行為の概要	令和7年2月18日に、労働局と合同で監査を実施したところ、2件の違反が確認された。 (1)自動車車庫の位置及び収容能力に係る事業計画変更認可を受けていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号) (2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間、連続運転時間、1日当たりの運転時間及び1週間当たりの運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
当該違反点数(営業所)	6点
違反点数(事業者)	6点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

※ 令和7年3月31日以前の違反行為については、法改正前の違反の条項を記載しています。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年7月22日
事業者の氏名又は名称	有限会社川西運輸(法人番号9480002014652)(代表者 川西仁)
事業者の所在地	徳島県美馬市脇町別所4796-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県美馬市脇町別所4796-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第17条第4項
違反行為の概要	令和7年2月20日に、労働局と合同で監査を実施したところ、3件の違反が確認された。 (1)乗務員等の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項) (2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (3)運転者等台帳の作成が確実になされていなかったこと(安全規則第9条の5第1項)
当該違反点数(営業所)	2点
違反点数(事業者)	2点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

※ 令和7年3月31日以前の違反行為については、法改正前の違反の条項を記載しています。